

国名
英国
在外公館名
在英日本国大使館
情報確認年月日
2019年5月1日
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの概要（☑は該当）
<input checked="" type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品か確認する必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 事前に渡航先の国から許可を得る必要がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 渡航前に準備が必要な書類がある。 <input checked="" type="checkbox"/> （滞在期間と一日用量から計算される量にかかわらず）持ち込むことができる医薬品の数量に制限がある。 <input type="checkbox"/> 持ち込むことができる医薬品の形態や容器・包装に制限がある。 <input checked="" type="checkbox"/> その国から出国して医薬品を持ち出す際にも別途の手続きの必要がある。
医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの内容
<p>○ 英国では、医療用の麻薬や向精神薬を含め、薬物は下記 URL で 1～5 の数字（schedule）に分類されている。</p> <p><a href="https://www.gov.uk/government/publications/controlled-drugs-list-2/list-of-most-commonly-encountered-drugs-currently-controlled-under-the-misuse-of-drugs-legislation">https://www.gov.uk/government/publications/controlled-drugs-list-2/list-of-most-commonly-encountered-drugs-currently-controlled-under-the-misuse-of-drugs-legislation</a></p> <p>○ 医療用の麻薬及び向精神薬を含め、医薬品を自己の疾病の治療で携帯して入国する場合であっても、上記の数字で 1 と指定されたものは原則持込不可。2～4 に指定された薬物は 3 か月以上の滞在予定分を持ち込む場合、又は、3 ヶ月未満の当地滞在予定であっても、3 ヶ月以上の使用に相当する分量を持ち込む場合には、事前の許可申請が必要。</p> <p><a href="https://www.gov.uk/government/publications/personal-import-export-licence-application-form">https://www.gov.uk/government/publications/personal-import-export-licence-application-form</a></p> <p>○ なお、5 に指定された薬物は事前の許可申請は不要とされているものの、スムーズな英国への入国手続きのためには、①渡航者氏名、②渡航予定、③薬物の種類、投与量、処方総量が明記された医師の英文による手紙及び処方した医師が医師免許を有することを示す英文の書類等を入国時に提示することが望ましい、とされている。</p>

○ 医薬品を英国から出国時に持ち出す際の手続きも同じである。通常、英国内からの持ち出し許可申請に際して、何ら問題がない場合であっても最低10日ほどの日数を要するとされていることから、英国外からの申請については相応の時間的余裕をもって申請することが望ましい。

渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ

なし

参考情報